

平成 25 年 第 1 回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 25 年 2 月 20 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (2月20日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○広域連合長あいさつ	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○広域連合長あいさつ	26
○閉会の宣告	27
○署名議員	29
○議案審議結果一覧表	31

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成25年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月13日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

1 期 日 平成25年2月20日 午後2時30分

2 場 所 さいたま市南区根岸1-7-1
さいたま市文化センター 多目的ホール

平成25年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成25年2月20日（水曜日） 午後2時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第2号 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第4号 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 8 議案第5号 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

出席議員（１５名）

１番 沢 辺 瀬 壱
５番 田 中 暄 二
９番 石木戸 道 也
１１番 安 藤 重 男
１３番 松 井 優美子
１５番 菅 原 満
１７番 工 藤 薫
１９番 長 島 祥二郎

４番 戸 張 胤 茂
８番 関 根 孝 道
１０番 吉 田 昇
１２番 高 橋 督 儀
１４番 篠 田 文 男
１６番 高 橋 和 美
１８番 田 幡 宇 市

欠席議員（５名）

２番 岩 崎 正 男
６番 岡 村 幸四郎
２０番 伊 藤 裕

３番 神 保 国 男
７番 富 岡 清

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 須 田 健 治
事務局長 小 林 一 彦
事務局次長
兼総務課長 森 川 光 章

副広域連合長 野 川 和 好
事務局次長
兼保険料課長 尾 崎 康 治
給付課長 川 辺 正 一

職務のため出席した者の職氏名

書 記 細 田 恒 男
書 記 日 向 基 子

書 記 長谷部 竜 一

開会 午後2時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（篠田文男） 皆様、こんにちは。お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（篠田文男） これよりお手元に配付した議事日程によって議事を進行いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（篠田文男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、1番、沢辺瀨老議員、4番、戸張胤茂議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（篠田文男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（篠田文男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（篠田文男） 日程第3、この際、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付した写しのとおりであります。

また、議案説明者の出席について、広域連合長より送付された通知の写し及び例月現金出納検査及び平成24年度定期監査について、監査委員より送付された結果の写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎広域連合長あいさつ

○議長（篠田文男） ここで、広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

須田広域連合長。

○広域連合長（須田健治） 皆様、こんにちは。

広域連合長を務めております新座市長の須田でございます。

議長の許可をいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年当広域連合議会第1回定例会をお願いを申し上げたところでございますが、篠田議長を初め議員の皆様には大変お忙しい中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございました。また、日ごろより当広域連合の運営に特段のご理解、ご協力をちょうだいいたしております。厚く御礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度に係る国の動向でございますけれども、ご案内のとおり昨年12月に衆議院解散総選挙がございまして、新たに自公連立政権、安倍政権がスタートしたところでございます。この安倍政権でございますが、後期高齢者医療制度につきましてはさきの国会の発言でも施行から5年以上がたった現在、十分定着をしていると、広域連合による制度運営も安定をしていると、こういう答弁が安倍総理からあったわけでございまして、現行制度を維持する方針、これが明言化されております。現在の状況等を勘案いたしますと、当面、後期高齢者医療制度が大きく変わることはないのではないかと、存続をされていくかなと、このように思っているわけでございますが、いずれにいたしましても、これから制度につきましても本格的な議論もなされることとなりますので、今後の国の議論の行方を注意深く見守ってまいりたい、このように考えております。

なお、私どもの当広域連合の事業、また財政状況でございますが、現在のところ比較的良好

にと申しますか、運営されていると、連合長が言うのは大変恐縮でございますが、考えております。

しかしながら、年々医療費が増加傾向にあること、これはもう事実でありますし、また被保険者、こちら平成25年1月末現在で65万6,768人ということでもあります。当初スタートしたときは52万人程度でありました。大変な被保険者の増もあるわけでございます。そういった状況の中にございますけれども、県民の皆様66万人の方々の生命、財産、また健康を守るために全職員協力をいたしまして、全力で当広域連合の運営に当たってまいりたいと考えております。特段のご支援、ご協力をちょうだいしたいと存じます。

さて、本日の定例会の議案でございますが、条例の一部改正を2件、それから平成24年度の補正予算を1件、平成25年度の当初予算2件、計5件の議案提案させていただいたところでございます。議員の皆様には慎重なご審議の上、どうぞご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 続きまして日程第4、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、A4判縦長のナンバー1、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の1ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にございますとおり、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますけれども、2ページをお開きいただきたいと思います。

第15条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改めるものでございます。

また、この条例の施行日は平成25年4月1日からとするものでございますが、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠田文男） 総員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 日程第5、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） それでは、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げ

げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー 1 と振ってございます議案書の 3 ページをお開きいただきたいと存じます。

この条例は、下段の提案理由にございますとおり、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の軽減措置を平成25年度も継続することに伴い、その財源となる当該基金条例の失効期限を 1 年延長するため、条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、別冊になっております議案参考資料、右肩にナンバー 4 と振ってございます 4 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、本条例制定の趣旨でございますが、条例の提案理由で申し上げたとおりでございます。

次に、内容でございますが、条例の失効期限を 1 年延長し、平成25年 3 月31日から平成26年 3 月31日に変更するものでございます。

この条例改正に係る新旧対照表は、この資料の次の 5 ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を願います。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 臨時特例基金の条例ですが、これは扶養者であった方や低所得者の方の保険料の軽減に対しての国の援助があるという、それを受け入れるための条例ですが、改めて基金条例を読みますと、埼玉県の場合は後期高齢者保険医療制度に関する説明会の開催であるとか、制度の周知、きめ細やかな相談を実施するための経費の財源に充てることができるという項目もあります。そうした条例の第6項に、こういったものがあるわけですが、保険料の減額に対する費用と同時に、こうした説明会なり広報や、そうした相談体制の経費に充てることもできるという、その内容は継続しているものと考えてよろしいか、その点を確認させてください。

○議長（篠田文男） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） ただいま工藤議員さんのほうからございましたとおりの趣旨でございます。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ討論を終結いたします。

これより議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

総員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 次に、日程第6、議案第3号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） それでは、議案第3号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございます平成24年度特別会計補正予算及び補正予算説明書の3ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、特別会計補正予算の総額でございますが、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれに22億8,413万円を追加し、総額を5,349億1,186万1,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊となっております

す右肩にナンバー５とございますA４判横長の議案第３号参考資料をごらんいただきたいと存じます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

一番上の表の国庫支出金の特別調整交付金、その下の保険者機能強化事業補助金、その下の災害臨時特例補助金までについては、国の交付見込み額に応じ、それぞれ増額するものでございます。

同じ表の一番下、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は平成25年度分の保険料軽減措置に係る国からの交付額を計上するものでございます。

その下の表の特別高額医療費共同事業交付金は、国保中央会からの交付見込み額に応じ増額するものでございます。

その下の表の繰入金につきましては、今回の補正による歳入不足分の財源調整のため、保険給付費支払基金繰入金を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

２ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表、収納対策等に係る経費でございますが、収納対策事業を実施する市町村への補助金208万円を交付するものでございます。今年度は、久喜市が対象となっております。

その下の表の保険給付に係る経費の訪問看護療養費とその下のレセプトの審査・点検等に係る経費の審査支払委託料は、今年度の実績及び見込みからそれぞれ増額するものでございます。

その下の表の保健事業に係る経費は、肺炎球菌ワクチン助成事業等の見込み者数の増に伴い、市町村への補助金を増額するものでございます。

その下の表の拠出金・積立金のうち特別高額医療費共同事業拠出金は、特別高額医療費の実績及び見込みに応じ拠出金を増額し、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は平成25年度の保険料軽減措置に係る国からの交付金を基金に積み立てるものでございます。

以上で議案第３号につきましの説明は終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を願います。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） それでは、ナンバー５のほうで伺いますが、１ページの歳入でまず３つ伺います。

特別調整交付金は肺炎球菌ワクチン助成事業等にかかわるということですが、等ということ

でほかに何の事業があるのかということです。

それと、この助成事業を行っている市町村の数というのは今幾つになっているのでしょうか。先日、高齢の方にお会いをして、8,000円が3,000円の補助があったので5,000円でワクチンを打ったという話を聞きましたが、大変高齢者の方には助かる助成制度だと思いますので、どのくらいの自治体が埼玉では助成を行っているのかという点を伺います。

次に、収納率のことで久喜市が、前は戸田市がやっていたと思いますが、保険料収納対策というのは具体的な事業についての中身は、どういうことで補助金の対象になったのかということ伺います。戸田の方に聞きますと、結構厳しい徴収があつて、タイヤロックをされてしまうとか、金融機関に差し押さえがかかってしまって、かえって商売もやりにくくなったというようなお話も聞くので、余り過度な徴収というのは私は疑問を持っておるんですが、その収納対策というのはどういうことで補助対象になったのか、中身を伺います。

それで、先ほどの低所得者の方の交付金ですが、もう25年度分が前もってくるということで、20億9,000万円の補正予算ですが、これの内訳を、積算根拠を簡単に伺います。9割の方、5割の方、その種類別にどういう形で国の交付金がくるのかという、その中身について教えてください。

以上です。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） お答え申し上げます。

まず、特別調整交付金を活用した事業のほかの事業がどんなものがあるかということでございますが、人間ドックですとか、歯科ドックですとか、そういったドック事業が主なものでございます。

それから、肺炎球菌ワクチン予防接種事業実施市町村数がどのくらいあるかということでございますが、これにつきましては平成24年度は40市町村が予定されております。

続きまして、収納対策の関係でございます。久喜市の事業の中身をということでございますが、久喜市につきましては収納対策を実施するために非常勤の収納推進員を2名配置しまして、臨戸訪問ですとか、そういったきめ細かな収納対策を実施するという内容でございます。直接ご自宅に訪問するという趣旨でございます。

（「臨宅」の声あり）

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） 失礼しました。臨宅でございます。

最後に、臨時特例交付金の中身でございますが、まずいろいろな種類があるのですが、被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置の関係が4億4,000万余り、それから均等割9割軽減の部分につきましては8億2,000万余り、それから均等割8.5割軽減の部分が3億8,000万余り、

それから所得割5割軽減が4億4,000万余りという内訳になってございます。

以上です。

(「人数は」の声あり)

○事務局次長兼保険料課長(尾崎康治) 人数につきましては、臨時特例基金については全部合わせまして大体30万強の人数という形になります。

以上でございます。

○議長(篠田文男) 17番、工藤議員。

○17番議員(工藤 薫) 肺炎球菌の助成制度を実施しておられる自治体が40ということですが、これは人間ドックもそうですが、これが交付金対象になるということならば、やはりこの制度を勧めていく、広げていくという、そういう働きかけというのは連合としてやっていく予定なのでしょうか、伺います。

○議長(篠田文男) 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(尾崎康治) 肺炎球菌、肺炎につきましては死因の第4番目ということで、肺炎を予防するということは非常に重要なことだと考えておりますので、市町村主幹課長会議等で特別調整交付金を活用した補助事業の重要性についてご説明して、今後こういったものにつきましては積極的に取り組んでいただくよう対応していきたいと考えております。

○議長(篠田文男) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(篠田文男) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(篠田文男) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(篠田文男) なければ討論を終結いたします。

これより議案第3号「平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(篠田文男) ありがとうございました。

総員起立であります。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 日程第７、議案第４号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 議案第４号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、Ａ４判横長のナンバー３、平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書の３ページをお開きください。

まず、平成25年度の一般会計予算総額は、中段の第１条にございますとおり14億4,750万円とするものでございます。

次に、主な歳入歳出についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊のなっておりますＡ４判横長のナンバー６、議案第４号参考資料をごらんいただきたいと存じます。

この参考資料の１ページをごらんください。

まず、歳入からご説明いたします。

一番上の表にございます分担金及び負担金は、広域連合規約に基づいて各市町村にご負担いただく共通経費負担金14億3,950万7,000円を計上しております。

次に、その下の表の国庫支出金のうち上段の保険料不均一賦課負担金360万3,000円は、１人当たりの医療費が他の市町村と比べて低い小鹿野町に対して行っている不均一賦課による保険料減少分に対し、国から補てんされるものでございます。

次に、その下段の保険者機能強化事業補助金は、被保険者の代表の方々から意見を聞く場として開催しております高齢者医療懇話会が国の補助金制度の対象となるものでございます。

次に、下の表の県支出金は、保険料不均一賦課負担金として埼玉県から国と同額を受け入れるものでございます。

次に、２ページをごらんください。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、上の表の議会運営に係る経費138万1,000円は、議員報酬や各種運営経費でございます。

次に、その下の表の事務局運営に係る経費1,758万1,000円は、広域連合の事務所の使用料や

旅費や消耗品などの需用費等の経費でございます。また、人材派遣会社から事務の補助職員を派遣してもらう人材派遣委託料については、平成25年度から非常勤嘱託員に切りかえるため、全額減額となっております。

次に、一番下の表の電算システム等に係る経費2,483万9,000円は、職員用端末機器やサーバ等のリース料やサーバの管理委託料等に係る経費でございます。

3ページをごらんください。

一番上の表の会議開催に係る経費126万6,000円は、懇話会委員の報酬や会議室の使用料等でございます。

その下の表の事務局職員に係る経費2億9,761万1,000円は、事務局職員の人件費や人材派遣職員にかわる非常勤嘱託員の報酬等でございます。

2つ下の表の保険料不均一賦課繰出金は、歳入のところでご説明申し上げたとおり、国と県から負担金を特別会計に繰り出すもので、それぞれを合計した額を計上してございます。

その下の事務経費繰出金10億8,926万1,000円は、特別会計で支出する事務経費相当分を繰り出すものでございます。

以上で議案第4号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（篠田文男） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を願います。

ありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 2ページの人材派遣委託をやめまして非常勤嘱託員にかえるということですが、それぞれ何人から何人になるのでしょうか。恐らく、ホームページにも8人の非常勤嘱託員の応募がありましたので、8人かと思うんですが、それで300万ほど人件費が下がるわけですが、これはどういうことなんでしょうか。応募内容としては、パソコンの入力ということですが、被保険者もふえておりますし、業務もふえていきますので、今度ジェネリックの医薬品のことなどもあるそうなので、その辺のレセプトの点検というのは大変専門的な技量も必要ですし、そういう方はできたらきちんとした身分保障をして継続雇用していくほうが私はいいと思います。ホームページの募集要綱は1年で月給16万9,500円ということで書いてありました。この人材派遣からかえたその経緯を伺います。

それと、1ページの懇話会は開催についてはテーマはどのようなことを考えていらっしゃるのか伺います。

その2点をお願いします。

○議長（篠田文男） 森川事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（森川光章） 工藤議員の質問にお答えいたします。

人材派遣から嘱託員にかえるということでございますけれども、現在、派遣会社との契約によりまして8名を派遣していただいております。それで、派遣法の規定によりまして専門26業種以外の専門性のない業務については派遣期間が制限されるために、これ以上派遣継続ができないということでございまして、25年度から派遣会社からの派遣スタッフにかえて、同数である8名の非常勤嘱託員を採用するものでございます。

続きまして、懇話会の関係でございますけれども、開催テーマはまだ具体的には決まっておりませんが、平成26年度、平成27年度で後期高齢者医療の保険料の改定がございますので、その関連するテーマを行うようになってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ討論に入ります。

まず、反対討論はありますか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、私は反対です。

特に、人材派遣が派遣法が切れるということで、3年以上でしょうか、正社員にしなければいけないという縛りもございますし、人件費としても300万円下がっています。私は、レセプト点検だとか、データ集計というのは、これから専門性のある方に継続的にやっていただく業務ではないかと思います。広域連合としても、職員数が33名ということで定員よりも2名少なくずっと継続してやっています。いろいろと業務があつて多忙、煩雑というか、専門的になっていくにしたがつて、やはりこれを支える、運営する職員は大事にしなければいけないと思います。そこで、今回の予算は私は反対いたします。

○議長（篠田文男） 引き続きまして、賛成討論はありますか。

1番、沢辺議員。

○1番議員（沢辺 潤彦） 私からは、議案第4号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして、賛成の立場から討論いたします。

現在、後期高齢者医療制度の執行につきましては、市町村と事務分担をしながら主要な部分につきましては広域連合において執行されているところであります。一般会計予算につきましては、広域連合の管理運営に係る基本的な予算であります。

先ほど説明がありましたように、歳出につきましては議会運営に係る経費あるいは派遣職員に係る経費、あるいは事務局運営に係る経費などについて事業実績を踏まえて的確に計上されていると思います。

そしてまた、反対討論でご指摘のありました派遣会社からの職員を嘱託にかえるということについても、全く問題がないと思います。

また、歳入の件でございますけれども、これは主として全市町村が負担をしている共通経費負担でありまして、歳出額に合わせた相当額としての的確に計上されているものと思います。

こうしたことから、私は本一般会計予算については賛成をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ討論を終結いたします。

これより議案第4号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

起立者多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 日程第8、議案第5号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） それでは、議案第5号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどのナンバー3、平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書の19ページをお開きください。

予算総額は、第1条にございますとおり5,658億1,000万円とするものでございます。

次に、主な歳入歳出についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊となっております資料ナンバー7、議案第5号参考資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表にございます市町村支出金1,037億8,610万6,000円は、市町村が徴収した保険料の納付金や低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減分の負担金、療養の給付等に係る市町村の定率負担金でございます。

その下の表の国庫支出金1,675億9,161万9,000円は、療養の給付等に係る国の定率負担金やレセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に対する国の負担額、広域連合間の所得の格差による財政力不均衡の調整を図るための普通調整交付金、健康診査事業に係る国の補助金などでございます。

次に、一番下の表の県支出金455億6,259万6,000円は、療養給付等に係る県の定率負担金や高額な医療費に対する県の負担金などでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表の支払基金交付金2,347億9,656万円は、現役世代からの支援金でございます。

その下の表の特別高額医療費共同事業交付金1億3,476万9,000円は、レセプト1件につき400万円を超えるものについて財政負担を軽減することを目的に国保中央会で行う共同事業からの交付金でございます。

その下の表の繰入金102億5,529万7,000円は、不均一賦課に係る国・県からの負担金や市町村からの共通経費のうち、特別会計で支出する給付事務等の事務経費分を一般会計から繰り入れるほか、平成25年度の保険料軽減措置に伴う国からの財源負担分を積み立てておいた後期高齢者医療制度臨時特例基金から取り崩すもの、また歳入不足分を保険給付費支払基金から取り崩すものでございます。

次に、その下の表の繰越金の前年度繰越金30億円は、国・県・支払基金からの療養給付費負担金の概算払い等による剰余分を、平成24年度決算繰り越し見込み額として予算措置するものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

一番上の表、保険給付費に係る経費5,574億5,121万1,000円は、被保険者の医科、歯科、調剤の給付等に係る療養給付費等や、1カ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分を払い戻す高額療養費などでございます。

次に、その下の表にございます保健事業に係る経費19億7,646万2,000円は、健康診査事業を市町村に委託する健康診査委託料などでございます。

次に、一番下の表のレセプト審査・点検等に係る経費17億4,241万1,000円は、レセプトの審査及び診療報酬等の支払い業務について、国保連合会に委託する審査支払委託料や、レセプトを電子化、オンライン化するシステムの運用管理等について国保連合会に委託するレセプト管理システム運用委託料などでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表の医療費通知等に係る経費2億3,894万7,000円は、医療費通知を初め、各種支給決定通知などの作成、発送に係る経費でございます。

次に、その下の表の広域連合電算システムに係る経費4億8,597万4,000円は、広域連合電算処理システムに係る機器の運用管理に係る経費や機器の賃借料等の経費でございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。

一番上の表の被保険者証ミニガイド等の作成等に係る経費6,039万5,000円は、ミニガイドやパンフレットなどの作成経費や被保険者証等作成業務委託料などでございます。

その下の表の拠出金・積立金・公債費6億3,780万1,000円は、県に設置されております財政安定化基金への拠出金などでございます。

以上で議案第5号につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を願います。

なければ質疑を……

（「議長」の声あり）

○議長（篠田文男） 工藤議員さん、もう少し早くお手をお挙げいただければありがたいと思います。どうかよろしくご理解をいただきたいと思います。

それでは、ご指名申し上げます。17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） それでは、歳入のほうから伺いますが、初めに保険料ですが、埼玉県の場合、いただいた25年度の当初予算の概要を見ますと、1人当たりの保険料は平均で7万5,339円ということになっていました。これは全国47広域連合の中では、大体何番目ぐらいに位置するのでしょうか。

それと、市町村負担金の保険料等負担金の515億円ですが、現年度分、過年度分のそれぞれの収納率はどういうふうに積算をしているのかという点を伺います。

それから、2ページの基金ですが、基金の残高を伺います。いただいた資料だと、保険給付費支払基金の残高は出ておるんですが、先ほど条例改正して延長しました臨時特例基金ですね、この特例基金はこの予算措置をすると幾ら残ることになるのでしょうか、残高を伺います。

あと、県の財政安定化基金ですが、これについての考え方を伺いたいのですが、保険料の改定のときに保険料が比較的高くなってしまいう東京、埼玉、愛知などでは県の財政安定化基金も繰り入れて保険料の抑制をするということで、予算措置しているところもあるわけです。埼玉の場合は、ずっと積み立てているわけですがけれども、この資料によりますと25年度末にはもう82億になるということですね、予算的にもあらわれてこないわけで、ずっと毎年毎年積み立てていくわけですが、この県の安定化基金の考え方についても予算との関係で伺います。

それと、歳出の医療費ですが、この医療費の動向をどう見るかというのは大変大事なことです。医療費の伸びですがけれども、私たちの広域連合の場合、入院と入院外ではこういった割合になっているのでしょうか。大体、全国的には入院が4割というふうに聞いているのですが、医療費の伸びの中を分析するということが大事だと思いますので、こういったところが伸びているのかという、その分析はされているのか。

また、1人当たりの医療費というのも出ていまして、いただいた資料によると1人当たりの平均医療費は平成25年度は81万7,695円と見込んでいます。これは全国的な47広域連合の中では、どのくらいの位置にあるのでしょうか。たしか埼玉は医療費は低いほうだと思いますが、低いほうから何番目でしょうか、伺います。

それと、4ページの後発医薬品、ジェネリックの使用についての差額通知の作成委託料という予算が初めて出てきたと思いますが、これはこういった事例なのか。それぞれの方が使った医療費について、薬をジェネリックに変えれば、こんなふうに違いますよということを通ずるのか、それとも一般的なジェネリックの宣伝であるのか、その中身についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） お答えいたします。

まず、1人当たりの保険料につきましては、全国第6位ということでございます。

それから、保険料の負担金の算定根拠につきましては、保険料の収納率が5%程度伸びておりまして、被保険者数の増ですとか、それから98.03%という収納率、それから1人当たり保険料のアップ率、そういったものを考慮して決定してございます。

それから、特例基金の残高でございますが、平成24年度末で約33億円でございます。

それから、財政安定化基金についての考え方でございますが、財政安定化基金につきましては基本的には財政について不足が生じたときのセーフティネットというのが基本的な位置づけでございますが、県のほうで一昨年12月に条例改正いたしまして、保険料の上昇抑制にも活用できるという形になりました。広域連合といたしましては、現段階ではどうするかという方針

は出ておりませんが、医療費が非常に急増する中で、なかなか保険給付費支払基金だけでは難しい場面も出てきますので、もしそういったような状況になれば県のほうにお願いするというのも今後の選択肢の一つとなるかなというふうに考えております。

それから、医療給付費の状況でございますが、平成24年度につきましては、入院が46.0%、入院外が28.8%、歯科が3.4%、調剤が17.1%というような状況になってございます。

あと、1人当たり医療費の全国の状況でございますが、1人当たり医療費の状況につきましては全国30位台というふうに伺っております。47広域のうち30位くらいということですので、平均よりは低いというふうに考えております。

それから、差額通知の関係でございますが、差額通知につきましては医療費が高騰する中で医療費適正化に積極的に取り組んでいこうということの取り組みの一つとして、来年度新規事業で実施したいということで予算に盛り込ませていただきました。具体的な中身といたしましては、自己負担の軽減額が1薬剤、月に300円以上ある、それからいわゆる生活習慣病の関係の先発医薬品を使用している場合に、これだけ薬剤費が安くなりますよという通知を被保険者あてに出すという内容でございます。かなり多くの保険者が実施しておりまして、効果を上げているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（篠田文男） 広域連合長。

○広域連合長（須田健治） 県の財政安定化基金についてご質問をいただきましたので、私のほうからちょっとお答えを申し上げます。

この保険料は2年間を見越して設定をさせていただいております。平成24年度、平成25年度の2年間につきましては平成23年度に見込みを立て、予測で保険料を決定しております。今度は平成26年度、平成27年度の保険料につきましては平成25年度に入りましたら、いろいろと予測数値を積算しながら、また懇話会の意見等もお聞かせをいただいて議会にお諮りをすると、こういう手順になりますが、そのときに先回は県の財政安定化基金の取り崩しについてはやっていただけませんでした。ですから、今回につきましてはぜひとも県民の負担軽減ということもございまして、国からの指導等もあるわけでございます。こういった財政安定化基金等も活用して、負担増にならないように保険料は積算してやりなさいということでありますので、今回は県、県知事とも十分協議しながら、この県の財政安定化基金は、平成25年度末では82億9,173万円になる見込みであります。こちらを活用させていただいて、県民負担の軽減、保険料が余り極端に高くないように努力をしまいたいと考えております。

○議長（篠田文男） 17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） ありがとうございます。

保険料が全国高いほうから6位ということがわかりました。あと、それぞれ収納率も聞いたのですが、どういうふうに見込んでおるのでしょうか。

それで、今、連合長のほうからもあったように、県の財政安定化基金の活用についてはぜひ今回期待したいと思います。前回、私、愛知の広域連合の議事録を読んでもみしたら、相当取り崩しておりまして、厚労省のほうから医療費が少ない割に保険料が高いという東京、神奈川、愛知、埼玉でしたっけ、4つ名指しでこの基金を使うようにということを言っておったんですね、それで県も条例改正をしたのに、今回、平成24年度、平成25年度についてはこれに手を触れなかったために、保険料が上がったわけです。ですので、今回この制度は続いているわけですが、来年、平成26年度、平成27年度についての取り崩しについては前向きなご答弁がありました。その点についても強く要望したいと思います。

それと、今回の平成24年度、平成25年度について、県の取り崩しはあとの3市、東京も含めて行ったのでしょうか、そこは確認なのですが、私は愛知の議事録しか読んでいないので、それを行ったのかどうか、わかればご答弁願います。

それから、医療費のほうですが、入院が46%、通院が28.8%、これは通院と言っているのでしょうか、調剤費が17.1%ということで結構大きく占めておりますが、この傾向というのは他の47の広域連合の中で、他と比較して違う傾向があるのかどうか伺います。

それと、埼玉の私たちの中での1人当たりの医療費の最高額と最低額というのは、最低は小鹿野町なんだろうけれども、それは幾らになっておるのでしょうか伺います。

それと、健診ですけれども、聞きそびれましたが、受診率を31%と見ているということで、平成24年度と同じなのでしょうか、健診の受診率の向上について来年度について何か特段な取り組みがあるのでしょうか伺います。

それから、市町村の長寿健康増進事業の中で、人間ドックとあわせて保養施設の利用への助成も行っていると思うのです。国保の保養施設に1泊、我が市ですと3,000円ですが、国保と同じようにいろいろ温泉に、福利に、保養の補助をしてあげているわけですが、これも補助金対象になっていると思いますが、この保養施設の利用助成を行っている市町村というのは今のくらいあるのでしょうか、交付金対象になれば、これはぜひふやしていただきたいというふうに思いますが、その点も伺います。

それと、最後のジェネリックですが、これを全被保険者の方に郵送するのでしょうか。私、東京のホームページを見ましたら、ホームページの中にジェネリックの、自分で自分が使っている薬がどういう代替品があるかという、それが検索できるようになっていまして、東京の広域連合ではそこをリンクをしているわけです。例えば、そういう工夫をして、ネットができる環境にある方については、自分の使用している薬についてのそういった知識が得られるよう

な、そういうことも考えていったらどうかと思いますが、この差額通知以外に何かそういった工夫はないのかどうか伺います。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） それでは、まず私のほうからは、財政安定化基金の活用状況で首都圏の状況でございますが、東京、神奈川につきましては活用していると伺っております。

それから、1人当たり医療費の状況ですが、地域別に見ますと、1人当たり医療費の低いところで申しますと、小鹿野町が一番低くで64万円余りですね、それから皆野町65万円余り、秩父市68万円余りというような状況になってございます。高いところは、吉川市が92万円余り、それから三郷市が89万円余り、それから戸田市が89万円余りという状況でございます。

続きまして、順が異なりますが、ジェネリックの関係につきましては、今私どもで考えている来年度の事業の実施につきましては、先ほど申し上げました自己負担の軽減額が1薬剤で月に300万円以上ある方を抽出いたしまして、今考えているのは大体10万……

（「300万」の声あり）

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） 300円です、失礼しました、300円です。

10万件ぐらいの件数になるだろうと考えております。そういった方に通知を差し上げるということで今考えております。

○議長（篠田文男） 川辺給付課長。

○給付課長（川辺正一） 先ほどの残りのお答えですけれども、調剤の埼玉県の全国の中での順位というご質問があったと思いますが、調剤の割合は全国のほうでもやはり16%、ほかの入院、外来等も埼玉県と比較してそんなに大きな開きは見られておりません。

あと、ジェネリックの実際の通知の仕方になりますけれども、目安としてお一人当たりの効果額が300円以上というのを予算上は設けております。実際には、シミュレーションした中で例えば10万件の中で幾ら以上効果額がある方について、この通知をお出しできるというのがわかってくると思いますので、実際にシミュレーションした後、300円になるか500円になるかということを決定させていただきたいと思っています。

○議長（篠田文男） 17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） ありがとうございます。

あと、保険料のところで、いただいた資料に短期被保険者証が今47件、と書いてありました。また、家族の病気だとか、いろいろなことで事業の収入減などでは減免もあるわけですが、減免の利用については保険料の減免が24年度は12月末で50件ということでした。短期被保険者証については、埼玉の場合4カ月の期間ですけれども、これはどなたにも保険証はあると

いう形になっているのでしょうか。これが4カ月切れた場合の更新はどの様に行っていくのかという点を伺います。

窓口に来て納付をしていただければ、通常の保険証を渡すというのが普通のやり方ですが、各市がどういう取り組みをしておられるのか、保険証がないということがないようになるべくしていただきたいと思うのですが。

それと、減免については幸い、東日本大震災の関係は276件ありますが、通常減免が50件ということでふえてはおりますが、一部負担金の減免は相変わらず全く利用されていません。これについては連合長も入院などした場合は家族の方がわかるようにということで答弁されていましたが、この点については相変わらずの状況です。こうした納められる保険料にという点での新年度の予算措置というか、考え方はあるのかどうか伺います。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） 短期被保険者証の関係でございますが、短期被保険者証につきましては軽減該当者以外、要は収入がある程度ある方を対象に保険料賦課額の9割以上を滞納されている方を対象にいたしまして、市町村の窓口において4カ月を限度に、4カ月で更新ということで相談時に手渡してございます。したがって、保険証が行き渡らないとか、そういう事態はございませんし、医療を受けつつ納付相談を対応するという形になってございますので、よろしくお願いいたします。

それから、保険料の減免につきましては、確かに12月末で50件で現段階では53件ということでふえております。制度スタート当初から見ますと、毎年1.5倍程度の割合で確実にふえてございます。しかしながら、まだまだ少ない部分もありますので、これまでパンフレットですとか、リーフレットですとか、そういったことで広報してまいりましたが、被保険者証の一斉更新周知用ポスター、こういったところにも減免について記載をするなど積極的に取り組んでおります。これにつきましても、市町村の窓口で減免等がより進むように、市町村の主幹課長会議ですとか、担当者の研修会等でその普及、取り組みが進むように働きかけを強めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合特別会計につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

民主党政権がこれは廃止、やめると言っていた公約を破って、自民党に戻りましたが、これも継続中になってしまっています。特に、埼玉県の場合は質疑でも明らかなように、医療費としてはかかっていなくて下のほうから、30番目ということですが、保険料は全国で第6位ということで大変高くなっています。所得係数が高いということで、埼玉特有の矛盾かと思いますが、医療費はかかっていないのに年金天引きの保険料は高いという高齢者にとっては大変重い負担になっています。やはりこうした制度自体が設計的にまずいと思います。それぞれ努力をされている点もわかりますけれども、病気をしがちな方に特別囲って、そこだけで保険をやっていくというのは制度的に無理だというふうに私は考えます。

それで、この特別会計については反対いたします。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

賛成討論はありませんか。

1番、沢辺瀬彦議員。

○1番議員（沢辺瀬彦） 私からは、議案第5号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計」に賛成の立場から討論申し上げます。

今回の予算内容につきましては、先ほど執行部から説明のありましたとおり、歳出につきましては医療給付費等を初め、保健事業に係る経費あるいは被保険者証の作成に係る経費、広域連合電算システムに係る経費など、平成25年度における被保険者数や医療費の見込みなどにより勘案をして、必要な事業費分についての的確に計上していると思います。

これに係る歳入につきましては、法で定められております国庫負担金を初め県支出金や市町村支出金、あるいは現役世代からの支援金であります支払基金交付金など、収入額はこの歳出に合わせた形で的確に計上されていると思います。

また、反対討論者におかれましては、制度そのものがよくないというご指摘もございましたけれども、先ほど連合長のあいさつの中でもありましたように、既にこの制度は定着をしているということで継続の方向であろうというお話もございましたけれども、私もまた制度等をいじくり回して混乱を起こすということについては賛成できないと思います。

したがって、この議案第5号につきましては、賛成であることから、皆様方のご賛同をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(篠田文男) なければ討論を終結いたします。

これより議案第5号「平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(篠田文男) ありがとうございます。

起立者多数であります。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

これで、付議された事件の議事はすべて終了いたしました。

なお、今定例会には一般質問通知書の提出はありませんでしたので、これで会議を閉じます。

◎広域連合長あいさつ

○議長(篠田文男) ここで、広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

須田広域連合長。

○広域連合長(須田健治) それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日は、大変お忙しい中ご参集をいただきまして、当広域連合の平成25年第1回定例会をお願いをしたところでございますが、上程した議案につきましては熱心なご審議をいただき、すべて可決をちょうだいいたしました。心から御礼を申し上げたいと存じます。

後期高齢者医療制度、スタート時は先ほども申し上げました平成20年度は、被保険者数は52万人でありました。それが平成25年度には68万人となる見込みでございまして、16万人の増加が見込まれるところであります。それに伴いまして、療養給付費等の状況も平成20年度は3,454億円でありましたが、平成25年度の見込みは5,555億円と、この5年間で約2,000億円の増加が見込まれているわけでございます。このような状況におきまして、広域連合の財政運営も大変厳しさを増すことが推測されます。また、後期高齢者医療制度が、今後とも安定的に運営していけるかどうか、また存続も含め今後の国政における3党の協議でありますとか、あるいは社会保障におけるところの国民会議の議論、こういったものをしっかりと注視をしていかなければならないと思っております。

そんな中ではありますが、68万県民の皆様の生命、健康を守るために、執行部全力で広域連合の運営に努めてまいりたいと思っているところでございます。議員の皆様におかれましても、どうぞ今後とものご指導、ご協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。皆様のご健勝にてのご活躍もあわせお祈りを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（篠田文男） これをもって、平成25年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は、まことにご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 篠 田 文 男

署 名 議 員 沢 辺 滯 壺

署 名 議 員 戸 張 胤 茂

審 議 結 果 一 覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（５件）

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1	埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25. 2. 20	25. 2. 20	原案可決
2	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
3	平成２４年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃
4	平成２５年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃
5	平成２５年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	〃	〃	〃

議

案

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害
補償に関する条例（平成19年広域連合条例第7号）の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、必要な規定を整備するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものです。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成１９年４月１日条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、「第５条第１２項」を「第５条第１１項」に改める部分は、平成２６年４月１日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料賦課額の軽減措置を平成25年度も継続することに伴い、その財源となる基金条例の失効期限を延長するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の
一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年
広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 3 号

平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,284,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,911,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		160,486,421	2,158,244	162,644,665
	2. 国庫補助金	35,258,539	2,158,244	37,416,783
5. 特別高額医療費共同事業交付金		87,571	30,388	117,959
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	87,571	30,388	117,959
7. 繰入金		6,311,943	95,498	6,407,441
	2. 基金繰入金	5,100,014	95,498	5,195,512
歳入合計		532,627,731	2,284,130	534,911,861

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		1,256,142	2,080	1,258,222
	1. 総 務 管 理 費	1,256,142	2,080	1,258,222
2. 保 険 給 付 費		523,409,776	106,897	523,516,673
	1. 療 養 諸 費	515,543,180	106,897	515,650,077
4. 特別高額医療費共同事業拠出金		87,571	30,388	117,959
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	87,571	30,388	117,959
5. 保 健 事 業 費		1,871,969	52,649	1,924,618
	1. 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1,871,969	52,649	1,924,618
6. 基 金 積 立 金		4,531,215	2,092,116	6,623,331
	1. 基 金 積 立 金	4,531,215	2,092,116	6,623,331
歳 出 合 計		532,627,731	2,284,130	534,911,861

議 案 第 4 号

平 成 2 5 年 度 埼 玉 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 一 般 会 計 予 算

平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,447,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,439,507
	1. 負担金	1,439,507
2. 国庫支出金		3,966
	1. 国庫負担金	3,603
	2. 国庫補助金	363
3. 県支出金		3,603
	1. 県負担金	3,603
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		423
	1. 預金利子	301
	2. 雑入	122
歳入合計		1,447,500

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		1,381
	1. 議 会 費	1,381
2. 総 務 費		341,591
	1. 総 務 管 理 費	341,472
	2. 選 挙 費	35
	3. 監 査 委 員 費	84
3. 民 生 費		1,096,467
	1. 社 会 福 祉 費	1,096,467
4. 公 債 費		61
	1. 公 債 費	61
5. 予 備 費		8,000
	1. 予 備 費	8,000
歳 出 合 計		1,447,500

議 案 第 5 号

平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ565,810,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月20日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 市 町 村 支 出 金		103,786,106
	1. 市 町 村 負 担 金	103,786,106
2. 国 庫 支 出 金		167,591,619
	1. 国 庫 負 担 金	132,918,276
	2. 国 庫 補 助 金	34,673,343
3. 県 支 出 金		45,562,596
	1. 県 負 担 金	45,562,594
	2. 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3. 県 補 助 金	1
4. 支 払 基 金 交 付 金		234,796,560
	1. 支 払 基 金 交 付 金	234,796,560
5. 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		134,769
	1. 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	134,769
6. 財 産 収 入		17,400
	1. 財 産 運 用 収 入	17,400
7. 繰 入 金		10,255,297

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
	1. 一般会計繰入金	1,096,467
	2. 基金繰入金	9,158,830
8. 繰越金		3,000,000
	1. 繰越金	3,000,000
9. 諸収入		665,653
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利子	25,000
	3. 雑入	640,651
歳入合計		565,810,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		1, 108, 327
	1. 総 務 管 理 費	1, 108, 327
2. 保 険 給 付 費		558, 949, 600
	1. 療 養 諸 費	550, 943, 158
	2. 高 額 療 養 諸 費	6, 079, 942
	3. そ の 他 医 療 給 付 費	1, 926, 500
3. 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		460, 632
	1. 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	460, 632
4. 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		134, 769
	1. 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	134, 769
5. 保 健 事 業 費		1, 976, 462
	1. 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1, 976, 462
6. 基 金 積 立 金		17, 400
	1. 基 金 積 立 金	17, 400
7. 公 債 費		25, 000
	1. 公 債 費	25, 000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
8. 諸 支 出 金		3,130,810
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	3,130,810
9. 予 備 費		7,000
	1. 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		565,810,000